

指定管理者に関するモニタリングシート

黄色のセルを施設担当課が記入

1 施設の概要

(モニタリング実施年度: 令和 6 年度)

施設の名称	東大阪市立斎場 (長瀬・岩田・額田・荒本)	指定期間	4 年度～ 9 年度
		指定の方法	複数施設を一括指定管理
施設所管課	健康部 斎場管理室 斎場管理課	連絡先	06-4309-3192
設置目的	火葬や葬儀を、公衆衛生上その他住民の福祉の見地から、支障なく執り行うため。		
施設内容・業務内容等	火葬業務及び施設の維持管理業務。		
指定管理者	NSK株式会社	連絡先	059-398-5278
人員体制	正規職員 8 人	パート・アルバイト 2 人	その他 0 人

2 管理運営状況等

年度			実績						今年度(予算)		次年度(見込)	
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度					
管理形態			指定管理		指定管理		指定管理		指定管理		指定管理	
供用(開館)日数			岩田:364日 額田:364日 荒本:247日		長瀬:89日 岩田:364日 額田:364日 荒本:247日		長瀬:365日 岩田:365日 額田:365日 荒本:246日		長瀬:364日 岩田:364日 額田:364日 荒本:243日		長瀬:364日 岩田:364日 額田:364日 荒本:243日	
指定管理委託料(千円)			59,803		78,412		119,708		116,460		117,848	
利用 状況 指標	1	長瀬斎場 利用件数(件)			495		1,611		補足 説明			
	2	岩田斎場 利用件数(件)	1,079		1,157		1,075		補足 説明			
	3	額田斎場 利用件数(件)	1,435		1,509		1,375		補足 説明			
	4	荒本斎場 利用件数(件)	384		451		407		補足 説明			

※ 長瀬斎場について、令和5年1月2日より供用開始及び指定管理者制度を導入。

3 モニタリングの総括

「個別評価」(自動表示): S=チェック項目が全てO、A=×がなく「得点」が75%以上、
B=×がなく75%未満～50%以上あるいは×が1個で「得点」が75%以上、
C=×が2個以上あるいは×が1個で「得点」が75%未満
「最終評価」(任意決定): 個別の評価結果を踏まえて、評価者の裁量で決定する。

施設担当課のモニタリング		
モニタリングの観点	個別評価 S A B C	評価できる点や要改善事項
A 行政視点 施設の設置目的が達成でき、事業の継続性が期待されるとともに、市民の安全の確保が図られているか？	A	施設の設置目的を十分に果たしており、継続的な運営管理ができるよう危機管理や安全対策についても配慮がなされている。 協定書の規定に従い、必要書類の提出期限を厳守していただきたい。
B 管理・運営能力 人員・施設の管理、会計処理等(再委託業務を含む)が適正に実施され、快適に利用できる施設環境が整備されているか？	A	施設を維持管理するための人員体制の確保や、設備の点検等が適切に行われており、快適な利用環境が保たれている。 備品台帳を整備し、適正な管理を行っていただきたい。
C サービス 平等な利用の確保及びサービス向上が図られているか？	S	公平な利用の促進や職員の接遇向上により、市民にとって利便性の高いサービスが提供されている。
D 市民視点 市民の声が反映される管理・運営が行われているか？	S	市民の意見や苦情等を抽出する取組みがなされており、それが事業運営に反映されるシステムが構築されている。
E 効果・効率性 施設の効果を最大限発揮しようとするとともに、管理経費の縮減が図られているか？	S	施設利用の需要を満たせており、運営に必要な管理経費についても、必要最小限で適切に執行されている。
F 法令等遵守 法令や各種規則等を理解し、遵守することで、社会的責任を果たしているか？	B	法令や関係法規等を遵守し、個人情報・人権・環境等に配慮した施設運営が図られている。 事業内容等について、積極的な情報公開を行っていただきたい。
課題への対応 今後の取組	最終評価 (任意設定) A	施設の設置目的に沿った運営がなされている。施設の特性上、安定した運営管理が必要であり、市民サービスの質を維持・向上するよう努めていただきたい。